

# 財政制度等審議会国有財産分科会 委員名簿・運営方針等

令和5年5月17日  
財務省理財局

# 財政制度等審議会 国有財産分科会 委員名簿

令和5年4月1日現在（委員別・五十音順・敬称略）

＜委員＞	奥田	かつ枝	株式会社 九段緒方総合鑑定代表取締役
	亀坂	安紀子	青山学院大学経営学部教授
	川口	有一郎	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
	筒井	義信	日本生命保険相互会社 代表取締役会長
	若林	茂雄	弁護士
＜臨時委員＞	荒谷	裕子	法政大学法学部教授
	大久保	恭子	株式会社 風代表取締役
	川嶋	三恵子	株式会社 読売新聞東京本社論説委員
	佐谷	和江	株式会社 計画技術研究所代表取締役
	滝澤	美帆	学習院大学経済学部経済学科教授
	竹川	正記	株式会社 毎日新聞社論説副委員長
	松尾	弘	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	村木	美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
	持永	勇一	公認会計士
	野城	智也	高知工科大学教授
	山内	弘隆	一橋大学名誉教授
	吉原	祥子	東京財団政策研究所研究員・研究部門主任
	＜専門委員＞	津田	廣喜

（趣旨）

第1条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、財政制度等審議会令（平成12年政令第275号、以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（審議会の招集）

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、その日時、場所及びその他必要な事項を定めて、委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

（緊急時の議決特例）

第3条 会長は、会議を招集した場合において、やむを得ない事情により委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に審議会の議決を経ることが審議会の目的達成上やむを得ないと認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

2 前項の規定により議決された事項については、会長は次に開かれる会議において、当該議決について報告するものとする。

（会議）

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

（議事録）

第5条 会長は、会議の議事録を会議のつど作成するものとする。

（議事の公開）

第6条 審議会は、会議又は議事録を速やかに公開することを原則とする。

2 会長は、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

# 財政制度等審議会議事規則（2／2）

（資料の提出等の要求）

第7条 審議会令第9条に基づく資料の提出等の要求は会長が行う。

（分科会）

第8条 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

- 2 会長は、調査審議事項が分科会に調査審議させることが適当と認められる場合には、分科会に付託することができる。
- 3 審議会は、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

- 2 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 3 会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長。）は、調査審議事項が部会に調査審議させることが適当と認められる場合には、部会に付託することができる。
- 4 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

- 2 分科会において必要がある場合には、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項を分科会長が分科会に諮って定めることができる。

附 則

この規則は、平成13年1月19日から実施する。

標記については、当面以下のとおりとする。

1. 当審議会は、

- ① 国の予算、決算及び会計の制度
- ② 国家公務員共済組合の制度
- ③ 財政投融資制度、財政投融資計画及び資金運用部資金（注）
- ④ たばこ事業及び塩事業
- ⑤ 国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産

に関する事項のうち、我が国経済社会又は国民生活に大きな影響を与える重要な事項について調査・審議等を行うこととする。

2. 各分科会の決定事項のうち、特に重要な事項については、審議会で最終決定した上で大臣への建議等を行う。

なお、機動的な運営を確保する観点から、実務的な審議は、各分科会において行う。

（注）「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」（平成十二年法律第九十九号）により、平成13年4月1日から「資金運用部資金」は「財政融資資金」に変更されている。

## 分科会への付託

下表左欄に掲げる調査審議事項については、財政制度等審議会議事規則第8条第2項に基づき、下表右欄に掲げる分科会に付託することとする。

また、当該調査審議事項に係る議決については、同条第3項に基づき、分科会の議決をもって審議会の議決とすることとする。ただし、特に重要な事項については、この限りではない。

調査審議事項	分科会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国の予算、決算及び会計の制度に関する事項</li> <li>2. 特別会計の情報開示に関する省令（平成19年財務省令第30号）第1条の規定により審議会の権限に属させられた事項</li> </ol>	財政制度分科会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家公務員共済組合の制度に関する事項</li> <li>2. 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3第2項の規定により審議会の権限に属させられた事項</li> </ol>	国家公務員共済組合分科会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する事項</li> <li>2. 財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律（昭和22年法律第129号）、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）及び財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和48年法律第7号）の規定により審議会の権限に属させられた事項</li> </ol>	財政投融资分科会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. たばこ事業及び塩事業に関する事項</li> <li>2. たばこ事業法（昭和59年法律第68号）及びたばこ事業法施行令（昭和60年政令第21号）の規定により審議会の権限に属させられた事項</li> <li>3. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第17条第5項、第29条第5項、第41条第5項、第116条第4項及び第120条第4項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</li> <li>4. 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第25条第3項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</li> <li>5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第7条の7第3項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</li> </ol>	たばこ事業等分科会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する事項</li> <li>2. 国有財産法（昭和23年法律第73号）及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）の規定により審議会の権限に属させられた事項</li> </ol>	国有財産分科会

# 財政制度等審議会国有財産分科会の議事録等の公開について

〔 平成13年1月23日 財政制度等審議会国有財産分科会決定 〕

---

財政制度等審議会国有財産分科会においては、審議会運営の透明化を図るため、今後部会を含め、原則として、議事録又は議事要旨を公開することとする。なお、議事録の公開に当たっては、発言者の氏名は記載する。

また、配付資料についても、分科会等の目的、任務に照らして議決により公開しないことを定めたもの、又は公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの若しくは特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものを除き、原則として、公開することとする。